

教育基本法を改悪する諮問に抗議し、撤回を求める声明

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

文部科学省は本日二六日、中央教育審議会に「教育振興基本計画の策定と教育基本法の在り方について」を諮問しました。

日高教は、国民的な論議もない中で、しかも首相の私的諮問機関という政治的思惑と直結し、教育基本法を改定する根拠について明確にし得なかった「教育改革国民会議」の提言を基礎に教育基本法の根本理念を見直すという手続き的にも乱暴な諮問に対して厳しく抗議し、撤回を求めるものです。

諮問の「教育振興基本計画」の内容は、中・長期的視野に立った教育施策を推進し「人材教育大国」の実現を図るために、第一に教育目標や教育改革の基本的方向、第二にこれを実現するための総合的・計画的教育施策、第三にこれらの施策を実施するための「教育投資の在り方」を検討するとしています。「教育基本法の在り方」の内容は、「教育改革国民会議の提言を踏まえ」、教育基本法のあり方特に基本理念について、現行規定に不足している事項について検討するとしています。

また、子どもと教育をめぐる「深刻な状況」、「社会性や規範意識の希薄化」、「個性・能力に応じた教育の軽視」などを克服し、「新しい時代にふさわしい人材を育成する」ことを「諮問理由」としています。

この諮問の具体的な要点は、第一に教育基本法第一条の「人格の完成をめざす」教育目的と第二条の「学問の自由を尊重し、自主的精神を養う」教育方針を変更すること。第二に、変更する視点として、能力主義・国家主義の徹底をあげています。また教育基本法の基本原則とりわけ義務教育制度の理念の解体、宗教教育の導入などをあげています。そして、学校の性格や教員の使命についても明確にしています。さらに教育政策を貫徹することを教育行政の仕事として明確にしようとするものです。最後に、これらの方向にふさわしい前文を見直すとしています。

これらの内容は、子ども・青年を野放図な差別・選別の渦に巻き込み、今日の子ども・青年をめぐる諸困難を一層深刻にし、その上、子どもの成長・発達のためではなく、強制と排除を伴う国家目的のための教化をはかるものです。また、この諮問のねらいは、憲法・教育基本法体系を全面的に組み替え、憲法改悪の一里塚とするものと言わなければなりません。

私たちは、文部科学省に対して、教育基本法を歪めつづけ今日の子どもと・教育をめぐる困難を生み出してきた教育政策について総括し、教育基本法を生かすために国民の声を広く聞くことを強く要求するものです。同時に、生徒、父母・PTAの声と願いを受けとめるとりくみを精力的にすすめるものです。

日高教は、このようなとりくみを通して、教育基本法改悪策動に反対し、改めて教育基本法を守り、生かすために教職員の合意をはかり、思想・信条や立場の違いをこえて広く国民的論議を起し、共同を広げ、父母・国民とともに教育基本法が生きる学校づくりをすすめるために奮闘するものです。

二〇〇一年一月二六日